

令和6年9月犬山市議会定例議会会議録

第4号 9月10日（火曜日）

◎議事日程 第4号 令和6年9月10日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（17名）

1番	丸山幸治君	11番	岡覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
6番	島田亜紀君	16番	柴山一生君
7番	諏訪毅君	17番	柴田浩行君
8番	小川清美君	18番	大沢秀教君
9番	畑竜介君		

◎欠席議員（1名）

10番 玉置幸哉君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川敦君	議事課長	大鹿真君
主査補	高橋万祐子君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木衛君
子ども・子育て監	小幡千尋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	新原達也君
教育部長	中村達司君	消防長	大澤満君
企画広報課長	古田隆行君	総務課長	舟橋正人君
子育て支援課長	青山貴一君	子育て支援課主幹	中村美和君
土木管理課長	吉田昌義君	産業課長	山崎直人君

学校教育課長 西 村 岳 之 君

学校教育課主幹 鈴 木 早 智 君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、10番 玉置幸哉議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

2番 ビアンキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） おはようございます。2番、ビアンキ恵子です。1件の一般質問をさせていただきます。

件名1、虐待対応についてです。

まずは、今回虐待によって、かけがえのない7歳の女の子の命が奪われてしまったことについて、この場で扱うのはとても悲しいことです。何のために生まれてきたのか、これから楽しいいろんな経験ができたはずです。

このような事件の責任は、事件を起こした者、起こさせた者であることは当たり前ですが、行政含め、我々ここにいる皆さんの責任も大きいです。我々の最大の責任は市民を守ること、そして、二度とこんな事件が起きないように真剣に考えないといけないということです。

また、なぜ今回の事件は情報もシグナルもあったにもかかわらず、阻止できなかったかです。

市民の方から事務局に届いた意見には、「市長、市議会、何をやっているのか、腹立たしさを感じます。市役所は何をやっているのか、幼い命を奪うのは最も重い罪です。気づかなかったでは逃れられません」とありました。中日新聞の社説には、「児童センター任せを改めない限り、同様の悲劇がなくなるまい」と書かれていました。

今日の一般質問については、何が足りなくて、何をこれからしなければいけないのか。とにかくこの件を私たちが知ったのは、子どもさんが虐待によって亡くなったと新聞、テレビの報道で知り、たくさんのクエスチョンがあったので、この場で質問させていただきます。

要旨①です。市要保護児童対策協議会とは何のために設置されているのか。どんなときに会議を開いているのかについて。

この件については、先日の玉置議員の質問に対して詳しい説明がありました。要対協と呼ばれる要保護児童対策協議会、実際に活動するに当たり、協会が設置する実務者会議、個別の対応が必要と判断された場合のサポートチーム会議があると分かりました。

1件お聞きしますが、このような会議が開催されたとき、市長や教育長への報告はあるのか教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

全ての内容について報告しているわけではありませんけれども、その内容や事例によって報告しております。

◎議長（柴田浩行君） ビアング議員。

◎2番（ビアング恵子君） 要保護児童対策協議会は、児童福祉法に基づき、市や児童相談センターのほか、警察、保育園、小学校などが連携し、情報共有などを通じて隙間ない対策を講じるのが目的とあります。

しかし、今回の事件の扱い方には、これだけの会議のチームが設置されていたのに、隙間ない対応ができたとは思いません。

再質問します。

今年5月に小学校1年生の女儿が暴行によって亡くなった事件について、2022年から2023年にかけ、児童虐待の予防や対応に当たる愛知県の児童相談センターが計2回、一時保護しており、犬山市要保護児童対策協議会で扱う児童対象でした。

今回の事件については、先日の一般質問で、令和4年11月15日に把握、同年12月22日、支援対象児童として登録ということが分かりました。では、この件については、どの会議で何回協議されたのでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

令和4年12月22日から、亡くなる前月の令和6年4月までの間、計17回の実務者会議にて支援の検討を行いました。

実務者会議のほかに、2回目の一時保護解除後と、園を休むことが続き、状況確認ができなくなった際の計2回、ケース会議を開いております。

◎議長（柴田浩行君） ビアング議員。

◎2番（ビアング恵子君） 再々質問します。

17回会議を行っていく中で、直接子どもさんや両親、ご近所、親戚などと面談するところがありましたか。

ヒアリングの中で、児童相談所が中心となって支援している事例だからという説明を受けました。

また、先日の答弁の中で、児童相談所が中心となって支援している事例であっても、もっと積極的に検討することができなかったことは問題と認識していますと言われました。

17回の会議の中で、実際に虐待をしている事実のある両親に直接話しに行くという提案とか意見は出なかったのでしょうか、ご答弁お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再々質問にお答えします。

児童相談所の指導の下、関係機関が面談等は実施してはいましたが、家庭訪問ということについては児童相談所が担っておりましたので、実務者会議の中で家庭訪問に行くという話は出てきてはおりませんでした。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 要旨②に入ります。ほかに虐待の事例がないか、どのように確認しているかについてです。

7月23日付の中日新聞の記事では、ほかに虐待の疑いがある事例がないか確認を進めているとありました。どのようにされているのでしょうか。今回の暴行死の事件後に始めたのか、以前から行われているのかご答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

今回の事例を受け、市では、同様の事例が二度と起きないように、改めて、要保護児童対策協議会に登録されている児童をはじめ、不安情報などにより各機関が把握している児童全てに対し、現状確認の指示を関係部署に行い、各児童の状況確認を行いました。

要保護児童対策協議会に登録されている児童については、関係部署または子育て支援課職員により、月に1度、様子を確認することとなっているため、今回の事例を受けて確認作業を速め、より慎重に児童の様子を観察することとし、全て再確認を行いました。

その他の児童については、改めて児童虐待を疑わせる不安要素がないか再確認を指示し、不安要素があれば、即報告することで確認を進めました。

また、既に不安要素を確認しており、報告を迷っているような案件があれば、即報告するよう追加で指示を出しました。

結果として現段階においては、すぐに対応を検討しなければならないような事例の報告はありませんでした。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 要旨③に入ります。市内で起きた虐待により亡くなった事件を受けて、今後策定する予定の市独自のマニュアルはどういうものですか、についてです。

この件については、昨日説明がありました。

1件だけ確認します。今までにこの虐待に関するマニュアルをつくるという考えはなかったのでしょうか。はいとかいいえだけでも構いません。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

過去においては独自のマニュアルを置いていた時期がありましたが、現時点では国等のマ

ニュアルがあるため、それに沿って事務等を進めているところでございます。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 私がこれを聞いた理由は、こども家庭庁によれば、2022年、18歳未満の子どもが親など保護者から虐待を受けたとして、全国の児童相談所が相談を受けて対応した件数は21万9,170件でした。

今回の死亡事件が起きたからつくるという事後対策ではなく、予防対策は大事だと指摘させていただきます。

要旨④に入ります。虐待に対する子どもたちへの直接の啓発活動について考えているかどうか、あれば具体的に教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

現在、児童虐待に関する啓発活動は、オレンジリボン活動や、虐待に関するリーフレット等を、子どもたちや親に対して配布することを行っております。

議員ご紹介の、子どもたちが自ら考えるための活動は、虐待が何かを理解するための手段の一つだと認識しています。

我々も、虐待に気がつかなければ、対応が遅れてしまうため、子どもたちが自ら助けのサインを出せるようになるために、子どもたちが虐待を知ることは、とても重要だと考えます。

（※135ページに訂正発言あり）

引き続き、啓発の必要性は認識していますので、手段の一つとして参考にし、啓発活動の推進に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 再質問します。

実際、全国の自治体のほとんどが事後対策です。防止対策を考えなければいけません。私は昨年6月議会の一般質問で、NHKの特集番組で「いじめから逃げない 3年2組4か月の挑戦」という自治体を挙げていじめ防止プログラムに取り組む大阪府吹田市を紹介しました。

全国や海外で今どんな防止対策を取っているのかいろいろ調べました。

実例としては、これはいじめの対策なんですけれど、でもこれは虐待防止にもそのまま使えるアイデアなので、犬山でも可能だと思います。例えば、子どもが主体的に考え、行動するいじめ防止プログラム、熊本県の白幡小学校では、5年前にいじめをなくすために立ち上げたサーチ委員会です。5、6年生の児童が活動しています。サーチ委員会に3、4年生が加わって、ここにPTA役員も加わり、より精度の高い取組を構築しています。一般的に、防止対策委員会は大人だけで組織されますが、一番現状に近い子ども主体で行うことで、大人では把握できない情報をキャッチでき、未然防止につながっています。

また、海外では、いじめ防止に力を入れている地域の一つ、アメリカペンシルベニア州、8年前にいじめ予防を導入し、検証と改善を続けてきたオルフィード中学校、廊下の壁には

大きく「いじめに立ち向かう」の文字、ペイントやポスターが至るところに掲示されていて、いつでも目に入るようになっています。実はこれ、科学的に効果が証明されているいじめの予防の方法の一つです。

アメリカで「If you see something, say something」という言葉があります。子どもたちが何かを見たら、声を出すことの大切さを教えるべきです。問題が起きる前に子どもたちに何をしてほしいかを促す、これは応用行動分析学に基づくアプローチです。

こういった地方の自治体や海外の例などから、大事なのは小学校、中学校での児童への啓発活動です。子どもは虐待を受けていても、自分自身で気づかない、助けを求めるにも、自分自身が虐待されていることに気づくことが必要です。

現在、小中学校でどのように伝えているか、どんな啓発活動をされているのか教えてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

虐待は、たたく、殴るといった身体的暴行だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであり、子どもたち自身が保護者や身近な大人からそうした行為を日常的に受けていれば虐待、他人に向けて行えばいじめということになります。

そこで、学校ではまずは自分自身を大切にすること、周囲の人たちを大切にすることを伝えています。

具体的には、島田議員の一般質問でお答えしましたが、「芽ぶき」という命の大切さを伝えるカリキュラムや、道徳授業の中で、されたら嫌なこと、してはいけないことを理解し、そうしたことを保護者や身近な大人などから受けていれば虐待であることも伝えているところです。

ただ聞いて学ぶというだけでなく、仲間と話し合って、アウトプットすることで学びを深く定着させるということは既に取り組んでいるところであり、先ほどのカリキュラムや道徳においては「話し合う」という過程を大切にしています。

いかに学びを定着させていくかという点は、常に工夫し続ける必要があると認識していますので、引き続き議員が様々なご紹介をいただきました例示も含めて手法を研究し、様々な機会を捉えて、虐待について啓発してまいります。

◎議長（柴田浩行君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） 私は、今回例を出しましたが、調べてみると本当に防止するために学校が一生懸命考えて、いろんな防止策を考えていると思います。今回、私が去年の6月議会でも提案しましたし、今回も提案しました。本当に研究してやってもらいたいと思っています。

私たち日本の学校教育は受身なので、とにかく言われたことをただ丸暗記して、だから100点取ってもすぐ忘れちゃうし、実は私は今回のアイデアとかをいろんな子どもさんとか話したときに、あるお子さんが言ったのは、「もしも学校にわいせつの先生がいたとして、

でも、子どもがノーって言ったら、わいせつ事件って起こらないね」って言われました。

だから、学校の現場というのは、今回、虐待で最悪亡くなられましたけど、いじめとか、わいせつとかいろいろあります。でも、大事なのは、子どもたちは答えは絶対一つってあるわけではなくて、例えば今回虐待の問題も、虐待は知らないから虐待は何か、それから例えば虐待されても親元に戻っちゃうとか、こうやって悩んでたらどうしたらいいのって子どもたちが考えて、それを私はポスターにするということは、例えば下から上がってきた子はそれを見てまた勉強するし、子どもが自分で考えたことは絶対に覚えている。でも、学校のテストみたいに言われたカリキュラム、しおりを見ました。何百枚のしおりを見たって覚えれるわけがないです。

私はこの場で、本当にこういうことが絶対ないようにするためには、新しいことを考えていかないと絶対いけないと思っているので、今回の子ども未来課でいろんな質問しましたけど、私の一番の今回の目的は、学校の現場で子どもたちにそういうことを考えさせる、答えは絶対ないはずなんで、先生たちがこうしなさい、ああしなさい、これが大事とかっていうことを求めているわけじゃなくて、子どもたちが自分たちで考えて出せるようなことを本当に真剣考えてもらえるように、この一般質問をしたので、これから私も見守っていきたいし、私が何か協力できることがあれば何でもするので、本当によろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） ビアンキ議員、さっきの修正、訂正がありますんで。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 先ほどの答弁につきまして、修正して再度答弁させていただきます。

現在、児童虐待に関する啓発活動は、オレンジリボン活動や虐待に関するリーフレット等を子どもたちや親に対して配布することを行っています。

引き続き、啓発の必要性は認識していますので、啓発活動の推進に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 2番 ビアンキ恵子議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時30分まで休憩いたします。

午前10時21分 休憩

再 開

午前10時30分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。1番、丸山幸治議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 1番、丸山幸治。議長のお許しをいただきましたので、5件の一般質

問をさせていただきます。

1 件目です。羽黒の池ノ向の交差点の西側と北側に「成海西工業団地(仮称) 予定地事業者募集中」という看板が現在、合計 2 枚立っております。資料の写真にございますが、ここはリスパックの工場の南側、鳴海杵神社沿いのところでございます。

仮称とはついているものの、成海西工業団地ということで、羽黒で工業団地といえ、犬山工業団地と高根洞工業団地をイメージしてしまいますので、看板を見た人は、ああいう工業団地がこの辺りに新しくできるのかなと思ってしまいます。

しかし、実際には工業団地ではないということですが、確認として質問させていただきます。工業団地と産業集積誘導エリアの違いをご説明ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

一般的に工業団地と言いますと、工場が建ち並んでいる様子を分かりやすく表現する言葉として使われており、ほかにも工場団地や産業団地など、言い方は様々あるかと思います。

また、工場等が立地される手法として、一定規模の敷地を面的に造成し、工場区画や道路等を計画的に配置して、分譲された一帯が工業団地と呼ばれることもあります。

一方、当市では、市街化調整区域において工場が集積するよう立地を誘導する産業集積誘導エリアという区域を、都市計画マスタープランの中で位置づけており、本来、建物の建築が制限されている市街化調整区域内において、工場立地を希望する事業者の敷地の規模に応じて、都市計画法に基づく手続を行い、案件ごとに緩和基準を適用していくことができるエリアを呼ぶものです。

産業集積誘導エリアそのものには法的効力はなく、また、面的な工場区割り等の計画も現在はありません。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1 番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。成海西は工業団地とはなっているものの、市の指導する工業団地ではなく、民間事業者の計画による工場立地がされている状況だということは理解いたしました。

次に移ります。工業団地にしても、産業集積誘導エリアにしても、複数の工場が建つと、交通環境が大きく変わる場合がございます。特に羽黒は、工場への通勤時間など幹線道路はもちろん、狭い農道に至るまで非常に混雑をいたします。

また、大型トラックなどが狭い農道を通る場合も多く、対向車は擦れ違えず、それぞれに後続車がいる場合には立ち往生する場合もございます。市街化調整区域や農振農用地地域に住んでいる者としては、これらの交通環境の変化は大変重要な問題です。

要旨 2 の質問でございます。産業集積誘導エリアにも住んでいる方々の生活に影響するということを前提としまして、工場立地により、大型車両が狭い生活道路を通る等により発生する支障について、どのように対応していただけるのか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

産業集積誘導エリアは、幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる農振農用地を中心に、一団の農地や一部山林を指定しており、農業上の調整は想定されますが、居住区域とは別にゾーニングしており、生活環境への支障が少ないように設定しています。

また、工場などを建設する場合には、開発許可の基準の一つとして、相当の幅を持った道路に接続させる、いわゆる接道要件を満たす必要があります。

したがいまして、操業開始後には、事業者の大型車両などは、接道要件を満たした道路を利用することとなるため、生活道路への影響は少ないものと考えております。

ただし、農振農用地から除外して建てられた分家住宅や、場合によっては近隣の集落にとってかけがえのない道路への影響が懸念されるときには、立地事業者へ、地域との調整が図られるよう、行政が働きかけを行い、懸念の解消に努めるとともに、近隣住民の要望を継続して遵守していただけるよう、町内会などを単位として事業者と協定を締結した例もありますので、地域の不安等についてご相談いただければと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。今回は看板を見てやや不安に思ったという方からの声を受けて質問させていただきました。近隣住民の生活に支障が出るのであれば、しっかりと相談に乗っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問の2件目に移ります。市道犬山公園小牧線の安全についてです。

工業団地内を走る市道犬山公園小牧線、ちょうど落添周辺になると思うんですが、T字路がございまして、資料の写真を見ていただくとよく分かるのですが、ある方からそこが非常に危険だという相談をいただきました。実際に現地に行ってみたところ、本当に危険だなどというふうに感じましたので、今回お尋ねいたします。

まず、公園線に出るところに一時停止の規制がないということで、一時停止の標識がございません。また、停止線のところで止まって左右確認を車のほうからしましても、停止線からでは、植栽が視界を遮り、右も左も非常に見えにくい状態でございます。車道沿いを自転車走ってきてもなかなか見ることができないんじゃないかなと思う状態でございます。

停止線をはるかに越えて道路まで出なければ、安全確認が十分にできない、そういうような場所かなと感じました。植栽の高さがちょうど車の窓ぐらいの高さになっておりますので、ここはちょっと車で出るのに危ないよという心配があるというお話でございました。

近所の方にお話を聞きましたところ、以前にここで交通事故があつて、亡くなられた方もいらっしゃるというお話です。犬山警察にその事故のことを確認に行つてまいりましたが、5年を経過していたため、詳しい記録は廃棄されており、詳しいデータは教えていただくことはできなかったんですが、長く犬山署にいらっしゃるという警察官の方は、よく覚えていると、高齢者の方が自転車で南から車道沿いを走つてきて、トラックがちょうどそこから

顔を出したところにぶつかったことがあったというお話です。

今、ここも中学生が自転車で通ることがございます。痛ましい事故が起こらないように願うばかりではございますが、そのようなわけで、このT字路の左右の視界を妨げる植栽を何とか早急に伐採していただけないかという要望でございます。

この箇所は、資料の写真を見ていただくと分かりますが、ミラーもなく、一時停止もないという状態なのは先ほど述べたとおりです。合わせて、ミラーや停止のそういった安全対策が十分にされていない現状ということを前提で、質問、要旨1をさせていただきます。

通告書の文章が、質問の形になっていなくて大変申し訳ありません。少し表現を変えさせていただきますが、ご了承願います。

工業団地内の市道犬山公園小牧線に出るT字路で、植栽帯により安全確認がしばらく箇所があるので、何とか対策をしてもらえないでしょうか。また、一時停止の標識をつけられないでしょうか、ご答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

植栽帯のある幹線道路においては、接道する市道部及び横断歩道部の視認性と安全性を確保するための伐採基準を設け、幹線道路である犬山公園小牧線や名古屋犬山線などについては、接道する市道及び横断歩道部から10メートル未満にある高木の伐採を令和5年度より実施しており、今年度完了する予定です。

ご質問の市道犬山公園小牧線と一般市道の接続部は、公園小牧線側に植栽帯があり、一般市道側には一時停止の標識がなく、停止線のみがあるT字交差点になります。

ここの植栽帯については、年1回の低木剪定と年3回の除草を実施しており、安全対策に努めているところです。

また、幹線道路につきましては、令和7年度から3か年計画で、視認性と安全性を向上させるため、低木撤去と防草対策を計画的に行う予定をしており、この交差点の安全対策については、地元から要望書が提出されれば、要望内容も踏まえ、計画に反映させていただきます。

また、一旦停止の交通規制については、公安委員会が設置するため、地域から要望書の提出があれば、市から犬山警察署へ要望をしていきます。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。令和7年度から3か年計画で低木除去を行う計画というお話でございますので、要望が出た際には、どうぞよろしくお願いいたします。

質問の3件目に移ります。私有地から道路にはみ出している樹木への対応についてです。

今年に入って私のところに2件の相談がございました。ある方のお宅の垣根から樹木の枝がはみ出ている、道路に出てしまい、道が狭いため、車が樹木や葉にかすってしまうということでした。

なかなかご近所の方ですとか、そういった方ですと、直接クレームを出す、誰がそういう要望を出したかということを知られたくないということで、なかなかこういう要望が出しにくいというお声もありました。

さて、この雑草の管理もそうですが、最近は高齢化が進み、なかなか昔のようにご自宅周辺の樹木や雑草の管理ということがなかなか難しいという方が増えてきていると思います。空き家も増えていきますので、ますます今後、このような話は増えていくのではないかと私は思っております。

資料に神戸市のホームページの写しをつけさせていただきました。2023年の4月1日に民法の改正がされまして、越境した木の枝の切取りルールが変わるとのことです。これまでは隣地から越境した木の枝は自分で切ることができず、所有者にお願いするか、訴訟するしかなかったところ、改正によって、催告を無視された、所有者が所在不明である、窮迫の事情があるという3つの場合においては、越境された土地所有者、市の道路であれば市が、その土地に立ち入って枝を切ることができ、その費用を所有者に請求できるようになったということでございます。

つきましては、3件目の質問、要旨1をさせていただきます。

以上を踏まえまして、私有地から道路にはみ出ている樹木への対応について、最新の犬山市の対応方法をお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

樹木や草が道路へはみ出しているとの通報や、通行しにくいという苦情を受けた場合、職員が現地の状況確認を行います。

樹木や草が私有地からはみ出していることが確認された場合は、その土地の所有者の私有財産であることから、まずは基本的には道路管理者で処理することができないため、土地所有者や管理者宅に職員が訪問し、直接口頭で剪定や除草の指導を行います。

遠方の方やお会いすることができない方には、文書の送付による指導をしています。

議員ご質問の口頭や文書指導では対応してもらえないケースについてですが、これまでに犬山市としてはそのような事案はございませんが、発生した場合は、まず催告文を送付いたします。それでも対応していただけない場合は、道路の通行上、車両や歩行者に支障を来すおそれとなる最低限の部分について、道路管理者で処理することとなります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。これまでのところ指導で解決されており、強制的に切除するようなことはなかったということですが、今後は場合によっては道路管理者による処理もあり得るということを確認できました。

そのようなことがないことを祈りつつも、万一の際は、市民のために骨を折っていただくようよろしくお願いいたします。

質問の4件目に移ります。最近、よその市町の市役所、役場に行った際に、庁舎の壁に市

町村の名前が表示されているのを見ました。何々市役所という表示もあれば、市章と両方、または市章だけのところもございます。

資料に2つの例を示しておきました。黒い壁にはよく字が生えて映っております。何も表示されていないと、初めて犬山市に訪れた方が、この建物が市役所の庁舎であるとすぐに認識できないかもしれません。また、市章の⊖マークを最近目にする機会も少なくなったように感じております。市民の方々には、市のシンボルとして市章をもっと見てほしいような気持ちもございます。

質問に移ります。市の庁舎に犬山市の表示をしてはいかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

現在の庁舎は、平成21年11月に供用開始しており、今年の11月で15年目を迎えます。

昭和30年に建設した旧庁舎から所在地の変更もなく、近くに似た外観の建物も存在していないことから、外観も含め、この建物が市役所であるとの認識は広く市民に共有されているものと考えています。

また、犬山市に転入された方については、多く場合、住民票の手続などで市役所を訪れることになりますので、その際に認識していただけていると考えています。

市役所に用事がある方で、その所在を知りたい場合や、この建物が何かを知りたい場合に調べる手段としては、カーナビやインターネットの利用が一般的ですので、「犬山市」と書いてある建物を目視で探すということは想定していません。

加えて、この庁舎は華美な庁舎とはせず、無駄を省いたコンパクトな庁舎、外壁は町家の瓦をイメージしたタイル仕様といったコンセプトの下、設計、建設されたという経緯があることから、庁舎の外観に大きく犬山市や市章を表示することは、建設当初のこのコンセプトから外れることになるため、新たに予算を計上してまで実施する予定はありません。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。建設当初のコンセプトということで難しいかと思いましたが、しかし、いろんな意見がございますので、議論はしてもいいかなとは思っています。

次に移ります。質問の5件目です。

資料に福祉新聞の電子記事をつけさせていただきました。今年の7月19日に厚生労働省が、従業員をカスハラから守る対策を講じるよう企業に義務づける方針を示し、病院、学校、福祉施設といった公共性の高い施設についても、同様に義務づけるという旨の記事でございます。

全日本自治団体労働組合のホームページを見ますと、2021年の報告書で、公務職場の4分の3以上の職場でカスハラが確認されており、迷惑行為を受けたほぼ全ての職員がストレスを感じたと答えており、またその3分の2は強いストレスを受けたと回答しているそうです。民間企業のカスハラの多くは、取引の停止や出入り禁止などのシャットアウトすることがで

きますが、公務員の多くは相手が市民であるなどから、なかなかシャットアウトできないこともあり、そのストレスは大きいものと推察いたします。

教育現場の先生方は、労働時間も労働量も多忙の中、一部の保護者等から過剰な苦情、不当な要求が実際にあるからなのだと思いますが、文部科学省のホームページで、全国の都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会で作成された、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル、手引きが紹介されています。

また、ネットの動画ニュースなどを見ていると、最近は子ども同士の友達関係や基本的な生活習慣に至るまで、学校に責任を押しつけてくる保護者が増えているという記事も見ました。犬山市の教育現場が心配になり、質問させていただきます。

私も過去、様々なクレームの現場を見たことはありますが、カスハラはクレームの延長線上にあり、一線を越えたものというイメージを持っております。まずはクレームの段階でお尋ねいたします。

犬山市内の学校では、保護者等からのクレームに対して、どのような対応をしているのでしょうか。担任の先生が一人で抱え込むような仕組みではないとは思いますが、そういった確認も含めてお尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

保護者からは様々なご意見を日々いただきますが、そうした意見は、保護者の立場から、児童生徒を心配し、学校の在り方について不安に思うことや提言したいという思いから発せられているものと考え、まずは各学校でしっかりと受け止めることを大切にしながら対応しているところです。

児童生徒に関わる意見については、その内容に応じて、該当学年で情報を共有し、担任だけでなく学年主任や生徒指導担当、管理職を含めた複数人で対応するなど、組織として取り扱っています。

また、心理的な相談や内面に关わる問題があった場合は、スクールカウンセラーによる保護者、児童生徒の心のケアを実施するなど、様々な機関と連携をしているところです。

いずれにしても、様々なご意見を単なる苦情・クレームとして扱うのではなく、しっかりと保護者の思いを酌み取りながら、学校運営に生かしていくよう努めています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。確かに多くは自分の子どもが通学しているわけで、大部分は誤解や不安の気持ちによるものでしょうから、思いを酌み取る姿勢というのはとてもすばらしいことだと思います。

それでも、当事者でも知らず知らずのうちにカスハラに発展するケースもあるかと思えます。例えば、納得がいくまでと言って執拗に繰り返したり、長時間の拘束をされるようなケース、また我が子かわいさに、気づかぬうちに特別扱いを求めているような不当要求のようなケース、悪気なくエスカレートしてしまうこともあるかと思えます。

続きまして、要旨の2です。教育現場のカスハラ対策としてどのような取組をしているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

カスタマーハラスメントへの対応など、今日的な課題に対しては、各学校で実施する教職員の研修において随時取り上げ、対応について学んでいるところです。

その中で、カスタマーハラスメントにつながるような対応をしたときは、いつ、どこで、誰と、どのような内容で、どれくらいの時間を要したのかといった記録を残し、学校内で報告・共有しているところです。

記録を取ること、一人に対応しないこと、情報を共有することを確実にを行い、組織で対応することで一人が問題を抱え込まないことを徹底しています。

また、学校単独での対応が困難な場合は、市教育委員会が対応に加わったり、弁護士や警察など専門の関係機関と連携したりすることとしています。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。最近ではスマートフォンで撮影してネットに上げるというような脅迫や、実際にそういうことをしてしまわれるケースもあるようです。ぜひ先生方のプライバシーも含めた安全配慮を、これからもよろしくお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

奈良県天理市が、令和6年度より子育て応援相談センターとして、保護者からの要望や相談を受け付けるセンターを設置しました。教員の負担軽減と情報共有などを目的としております。

担任の先生に対して学校運営や教育全体などの要望を話したとしても、現場の先生は困るということを想像しますので、ある意味ではよいやり方かなと感じております。

要旨の3です。犬山市でも同様の機関を設置してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

天理市にセンターの体制や現在までの相談状況について確認したところ、校長や園長を経験した退職者らが務める相談員15名と、5名の心理士、さらには弁護士も加わり、クレームに限らず、幅広い保護者からの相談に対応しているとのことでした。

相談は、相談員と心理士がペアで対応し、4月にスタートしてから8月末までの間で、129の家庭から、計279件の相談に対応したとのことでした。

現場の教員からは「学校への苦情の電話がほとんどなくなったので、心理的負担が軽減した」「今まで教員だけが保護者の苦しい心情を長時間にわたり聞くときがあったが、ほっと

ステーションの臨床心理士が、カウンセリングも視野に入れて代わりに対応してもらえるのは大変ありがたい」などの声が寄せられているとのこと。

一方で、このセンターは、国のモデル事業として開設されたものであり、今後、現状の人員を確保しながら継続するのかがという点は課題であるとのこと。

こうした取組は、応対の負担が教員個人や学校にだけ集中することを防ぐという点で効果のあるものだと認識しています。

犬山市では、青少年の様々な悩みの相談に応じる犬山市青少年センターにおいて、児童生徒のみならず、保護者も対象として相談を受け付け、内容によっては他の専門機関にもつなぎながら、悩みの解消に向けて取り組んでいます。

また、学校生活を送ることが困難な状況にある子どもたちの居場所である教育支援センター「わいわい」「ゆうゆう」においても、スクールソーシャルワーカーや支援員が、保護者からの様々な相談に応じています。

天理市の取組について注視しながら、引き続き、学校だけが全ての相談窓口になるのではなく、学校外にもそうした窓口を複数用意し、また、そうした関係機関が連携する体制をつくることで、教員が子どもたちに向き合うことのできる環境を整えるとともに、保護者へのさらなる周知に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ご答弁ありがとうございます。既に専門機関などとの連携をしてしっかり対応していただいていると理解いたしました。

ただ、これからも他市町の取組等を研究していただきながら、よいところがあれば取り入れるなどしながら、先生方が心身ともに健康な状態で子どもたちに指導していただけるよう、安全の配慮を引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

◎議長（柴田浩行君） 1番 丸山幸治議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

議員各位に申し上げます。18番、大沢秀教議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

18番 大沢秀教議員。

◎18番（大沢秀教君） 18番、創犬会の大沢秀教でございます。今議会、事前に通告いたしました3件につきまして、一般質問を行わせていただきます。

1件目、中学校の部活動について。

要旨の1点目は、地域移行に向けた取組について質問をさせていただきます。

私、過去にもこの件について一般質問をさせていただいたことがございます。ということで、とても関心があるテーマでございます。

これまでの議論を振り返ってみますと、犬山市においても試行的な取組を経て、休日の部活動について、可能なところから段階的に地域移行が行われているのだと私は認識しております。

地域移行は、現在どういう状況にあるのでしょうか。まずは、昨年度から今年度、今現在までの部活動地域移行の取組の状況についてお示ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

部活動の地域移行については、令和5年度から先行事例の研究や調査活動を進めており、合同部活動のモデルケースとして令和5年9月より犬山中学校と城東中学校のソフトボール部が合同で活動を始めました。

また、市内4中学校との協議を進め、合同部活動を経て地域移行を進めていくという一定の方向性と大まかなスケジュールを令和6年3月に、生徒及び保護者にお示ししています。

さらに、4月に市内小中学校勤務の教員を対象に、部活動の地域移行についてのアンケートを実施し、教員がどのように地域移行に関わっていくかという点について、意向を確認しています。

その後、7月30日に4中学校の運動部活動顧問者会を開催し、合同部活動の実施に向けて活動場所、活動日、活動単位などの調整を行いました。

8月20日に開催した第1回部活動地域移行検討会議では、顧問者会で調整した合同運動部活動実施案を協議していただきました。その結果、後期から第2・第4土曜日、日曜日に合同運動部活動を進めていくことになりました。

現在、まずは合同部活動への移行について改めて周知し、実際にどれくらいの生徒が休日の合同部活動に参加するのか、希望者の確認を進めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁いただきまして、これまでの取組を確認させていただきました。ありがとうございました。

私は、昨年6月に一般質問で議論をさせていただきました。それから、半年後に鈴木議員も一般質問をされておりました。その議論と照らし合わせてみまして、何とかそのときの答弁なんかとタイミングは外さないように、やらなきゃいけないことは進めてこられているように今の答弁で感じたところでありますが、実際のところは地域移行が進んでいるとか、

犬山の部活動がこう変わりつつあるんだとか、そういう印象を残念ながら持っていないものですから、やっぱりそうかなという感じで聞かせていただきました。

再質問をさせていただきます。

中学校の部活動が持続可能なものとして地域移行をしていくためには、外部コーチの方、部活動指導員さんや、それから指導者の方たちのお力が必要不可欠となってまいります。

であります、地域移行を前にして、この部活動指導員さんたちの理解というものが進んでいない現状だというように聞き及んでおります。各競技のそれぞれの指導員さんによって地域移行への理解度というものには差があると感じておりますし、もともと部活動に対する熱や考え方も同じではないと思います。

私に相談をしてくださった大変熱心な部活動指導員さんは、市がどういう形でこれから地域移行を行っていかようとしているのか分からないと。自分はこういう考えで部活動を指導したいのだけれど、それを伝える手段も機会もないと、そういうようにおっしゃっております。

指導に意欲を持っていच्छる方が、市と教育委員会と認識を共有していくために、現場の指導員さんたちへの説明や、意見交換等の取組は十分行われているのでしょうか。

先ほど答弁には、部活動地域移行検討委員会というものが登場してまいりました。その検討委員会に、外部コーチ、部活動指導員の意見等は、どう反映させて生かしていけるのか、再質問としてお聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

部活動の外部指導者や部活動指導員の方々に対して、地域移行の方向性や進捗状況をお知らせしていくことは、合同部活動や地域移行に当たっての役割を担ってもらうことから、重要なことと考えています。

つきましては、先日の部活動地域移行検討委員会において、合同運動部活動の方向性が見えてきたため、指導者の方々に向けて、現時点での進捗状況や今後についての説明会を9月中に実施する予定です。

また、地域の方々に支えていただき、生徒の活動を進めていくためにも、指導者の方々に対しても説明会やアンケートなどを通して意見を集約し、部活動地域移行検討委員会へ、その意見をフィードバックしながら、持続可能な地域移行へとつなげていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。9月中に指導者の方に向けて説明会を実施すると、具体的に動き出しそうな答弁をいただきました。

これからがいよいよ大変でございます。ですが、進めていただくと答弁をいただきましたので、犬山市のこの部活動地域移行を前へ進めていく中で、よりよい方向へ指導者の方とつくり上げていただきたいと期待をいたします。

いざ進めるとなると、問題はいろいろ出てくるかと思います。活動場所の問題、その場所までの移動の問題、費用の問題等々いろいろありそうでございます。

昔ながらの熱心な指導をしたいと、本当は思っている指導者も、それから、一方で部活動の楽しさ、スポーツの楽しさを教えたいと思っている指導者もいらっしゃる中で、持続可能な部活動として、これからの子どもたちに機会を与えてあげるために、これからの犬山市の中学校の部活動をどうしていくのか、方向を定めて子どもたちが選べるように示してあげないといけないと思っております。

そこで、要旨２点目に移らせていただきます。

この地域移行は、国の方針で進められているわけでありますので、どの自治体においても取組が行われておりますが、印象として犬山市は取組が遅れていると私は感じています。

持続可能な部活動の形として地域移行を行うことで、犬山市が目指すところは果たしてどういう姿なのでしょう。

平日の部活動の種目を休日には何校か合同で行う合同練習日と位置づけて、部活の活動の機会を与えるというものでありましょ

うか。大会への出場も複数校連合で行うことを前提として、平日はそれぞれ個々の練習、休日にはチーム練習という形なのでしょう。

現在、市内の中学校で行うことができている部活動を、犬山市全体として活動ができるような形で保障して、土日にはこの種目、活動ができるよという形で、市内の中学生が選べるようにするというものなのでしょう。

といっても、生徒数やチームの数というのは、年度ごとに違うことになっていく。この少子化の時代でありますので、そういうことになることも予想されますので、その年度年度の状況によって形を変えていくというものなのでしょう。

犬山市が目指す部活動の将来の姿をどう定めて地域移行を行い、形づくっていかうとしていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

部活動の地域移行については、その自治体の規模や生徒数、地域的な特徴など様々な要素があり、固定されたモデルがあるわけではないため、多くの自治体がそれぞれの特性に応じて取り組んでおります。

犬山市には、現在、部活動で行われているスポーツを網羅し、地域スポーツの受皿となるような総合型スポーツクラブはないというのが現状であります。

そうした状況で、合同運動部活動でつくった枠組みを活用して、地域クラブへ移行できないか、外部指導者や部活動指導員が地域の人々と一緒になって、クラブにおいて継続的に組織のマネジメントと指導を担っていただけないかなど、犬山市としての地域移行の姿を探っているところです。

今後、平日の学校での運動や文化的な活動は継続していきますが、休日の活動は学校から

切り分けられることになります。最終的には平日と休日との活動の連続性がなくなることを念頭に置いて、合同運動部活動では、個人の技量向上のための時間とするのか、合同チームとして様々な大会への出場を目指すのか、また、最終的に地域へ移行が完了した場合、活動内容は地域のクラブが主体性をもって考えていただく必要があります。

いずれにしても、現在、部活動として行われている種目のみならず、休日に生徒が希望する様々な活動に参加できることが地域移行へのメリットであると捉え、その具現化に向けて引き続き環境を整えてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。意欲を感じられるような答弁でございましたので、何とか形を定めていくのは難しいというふうには思いますけれども、教育的にも健全な心と体の成長、これは非常に重要ですし、平日の部活動、それから休日にも活動したい子たちが活動できる、そういう場所があるというのは大変重要なことだと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと、期待を込めて申し上げまして、次に移らせていただきたいと思います。

2件目でございます。住むまちいぬやまのプロモーションについて。

要旨は1点でございますが、質問をさせていただきます。

要旨、市外で活躍する犬山市出身者に「ふるさと犬山応援団員」になっていただく働きかけをしてはどうか。こんな勝手にネーミングをしておりますので、これは正式に犬山市の事業ではございませんが、ちょっと提案を交えたお話をさせていただきたいと思います。

関係ないですけど、昨日私、誕生日でありまして、一つ歳を取りました。自分も年を取ったなというふうに感じると同時に、もう私の同級生も同じように年を取ってきています。ということで、年は取るのは悪いことばかりじゃないなと思うことも実はあるわけでありまして、最近になって特にこの数年、こういう友人たち、犬山市の外に出ている友人たちも、生まれ育ったふるさとに何か恩返しをしたいと、ふるさと犬山で何か事業をしたいとか、例えば農業をしたいとかいう、そんな友達もいましたけれども、そんなことを私に相談をしてくてくれるとか、言ってくる友人が結構な数現れてまいりました。

犬山市外で暮らしておられまして、そうやって言ってくる友人たちの中には、すごいねというふうに思うぐらい、成功している方もいるわけなんですけれども、そんな彼らも、若い頃はこんな何にもない、面白くないまち、こんなとこにいたくないって、そういう話をしていたもんですが、彼らも、この年になってみれば、ふるさとに思いはあるもんなんだなというふうに感じて、うれしくなることがございます。

そんな私の友人たち以外にも、我がまち犬山市の出身者の中にも著名な方、それから大変な功績を残された方、また今現在も世の中に対して大変な影響力を持っていっぱいの方、こんな方々が多くいらっしゃいます。

そんな方々に私が勝手に名前をつけた、ふるさと犬山応援団員として、それぞれの皆さんがお持ちのネットワークを利用して情報発信や行動をしてくださいと、犬山の情報を発信して、私のふるさと犬山、いいとこですよ。こんなとこに住んでみたくありませんか、とそこまで言ってくれば御の字なんですけれども、そういう発信をお願いしてはどうかという提

案でございます。

予算も多分かからないと思います。言ってみれば小ネタではございますが、人を引きつける魅力、これを持った人が人の心を動かすというのは、私たちは身をもって感じていることがよくございます。

また、先ほども申しましたが、この影響力を持っていらっしゃる方がお持ちの独自のネットワークや人脈、これに対して犬山市の情報や魅力を発信していただけるとというのが狙いでもあります。

例えば、犬山市PR動画だとか、もうすばらしいものをつくったとしても、それを発信するソースと言いますか、が限られていると、せっかくいいものもある程度のところまでしか広がらないわけなんですけれども、それぞれファンをお持ちの方々に発信していただいて、犬山市の件だけの発信では、発信しきれないところまで届けていただくと、そういう影響力をお持ちの方々のファンに犬山市のファンにもなっていただくと、そういう狙いだということでございます。

この犬山市出身のふるさと犬山応援団員の方に、犬山の魅力、犬山に住んでいる友人のことなどを積極的に発信をしていただくことで、市長が進められようとしております、「住むまちいぬやま」のこのプロモーションを応援していただく、そんな応援団員になっていただけませんかと、こういう働きをしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

犬山市からの転出後も、ご縁を大切にし、つながりを持ち続ける中で、犬山市を応援していただける方の登録会員制度「ずっといぬやま応援団」、議員のおっしゃる「ふるさと犬山応援団」じゃないですが、「ずっといぬやま応援団」を昨年10月に開始しました。

議員ご提案の、発信力や影響力のある、犬山市出身の著名人や功績を残された方に犬山市の魅力を発信し、犬山市を応援してもらおうということは、まさに、「ずっといぬやま応援団」の趣旨に合うもので、ぜひ、実現させたい内容です。

「ずっといぬやま応援団」の登録については、現在、転出手続の際に、市民課での案内や、市外での「住むまちいぬやま」プロモーション活動でのチラシ配布などでの案内を行っていますが、8月31日時点の登録人数は18人となっています。

登録人数増加のための工夫は検討する必要があるかと思いますが、著名な方などに応援団員として登録いただき、その方々から犬山市に関する情報発信をしていただく、犬山市での活動を紹介していただくということは、会員の増加につながりますし、住むまちとしてのプロモーション効果も大変高いと考えます。

したがって、そうした方々にご登録いただく方法の一つとして、例えば市民の皆さんに、この制度を盛り上げる役割を担ってもらい、市外に転出されたお知合いの方に「ずっといぬやま応援団」制度の紹介とともに、登録の勧誘を行っていただく、または、そうした

方々を我々にご紹介いただき、職員が登録のお願いに直接伺うなどといった仕組みを検討しながら、実現を目指していきます。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。小ネタに大変丁寧に答えていただきまして、前向きな答弁をいただきました。もちろん私が勝手にネーミングしたものをじゃなくて、既存の制度の中に著名な方にも入っていただくという答弁にあった方法でも、それはもちろん構いません。犬山応援団員になっていただくことで、もっともっとふるさと犬山のことを好きになっていただいて、もっとファンを増やしていただければいいと、そういうように思います。

犬山市が直接コンタクトを取るということも大変大事だと思いますので、ぜひ、私も紹介ぐらいはできる方は紹介したいと思いますので、ぜひコンタクトを取っていただきたいんですけれども、ぜひそのときには、さりげなくふるさと納税もお願いしますというようなご案内もしていただければ、合わせていいかなというように思います。いろいろ工夫はしなきゃいけないなと思っておりますので、いろいろ期待をしております。

それでは、3件目に移らせていただきます。3件目は、平和施策について質問をさせていただきます。

要旨①でございます。戦争体験者による講話を次代につなぐ取組について、質問をさせていただきます。

来年は昭和100年ということになります。ということで、今年は昭和でいうと99年、昨日の私の誕生日は昭和99年9月9日でございます。

昭和100年ということで、今年の夏は終戦から79年、来年80年、こういう数字を聞きますと、年月の長さ、それから重さを感じさせられる、そんな夏だったというように私は感じて過ごしております。

犬山市では、平和施策の一つとして学校での平和学習のために、戦争を体験された方の講話をずっと実施をしてくれています。ご自身で体験をされてきた戦争の事実を、生き証人として子どもたちに語り継いでいただくこと、これは得難い、非常に尊い機会であり、子どもたち自身が平和について自ら考えるきっかけになる事業だと思っています。

こうした戦争の体験者の方から、直接お話を聞ける重要な機会のこの平和学習でございますが、ここ数年はお一人で、時々輪さんという方がお一人で担っていただいている現状でございます。

継続的にこのすばらしい事業を行っていくために、新たな語り部の方をお願いするというのも大変難しいと思いますが、この戦争の事実を伝えて語り継いでいく平和学習事業について、今後、どのような展開にしていこうと今現在考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

平成24年度から開始した、市内小学校2校を対象とした戦争体験者による平和講話会には、これまでに時々輪様を含む延べ4名の語り部の方に、講師として登壇いただいております。

語り部は、令和元年度以降、新たな方にお願いはできておらず、また、令和2年度以降は、時々輪様、お一人に語り部をお願いしており、今年度も、7月に城東小学校と羽黒小学校でお話しいただいています。

したがいまして、こうした現状を踏まえ、また、終戦から長い年月が経過するとともに、戦争を体験された方を語り部としてお願いすることは、今後一層難しくなるであろうという認識の下、昨年度より、現在の平和講話会に代わる平和学習事業の検討を行っています。

現在のところ、まだ検討段階ではありますが、語り部による講話という点につきましては、愛知県と名古屋市が共同で設置した戦争に関する資料館運営協議会が、県内の小中学校を対象として語り部を派遣して実施する戦争の体験を聞く会の活用が、その一つの方法だと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、本日資料を用意させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

資料の（1）、（2）、1枚目、2枚目ともに板津昌利さんという方の記事でございます。この板津様のお父様は、犬山市に住んでおられた板津忠正さんとおっしゃる元特攻隊員の方であります。

ご存じの方も多いと思いますが、板津忠正さんは、特攻隊員として出撃をされましたが、エンジントラブルなどがあり、命を散らすことなく生きてこられた。想像もできない経験をされてきた方でございます。戦後からはご自身の半生をかけて、全国各地を回られて、元特攻隊員の方たちの遺品をご自身で集められた方でありました。鹿児島県にある知覧特攻平和会館の初代館長を務められた方であります。

私もご縁をいただいて板津忠正さんのご経験を聞かせていただく、そういった語られる講話を聞かせていただいたことがございます。また、市外で開催される出張の講話会のお手伝いを一度だけさせていただいたことがあります。

何度聞かせていただいても、そのたびに強烈なインパクトを受けたものであります。残念ながら今はお亡くなりになりましたが、本日の資料、この文中にもありますように、板津忠正さんは、日本のレガシーだと私も思います。

そこで、再質問として伺いたいと思いますが、日本のレガシーである板津忠正さんの意思を引き継いで活動をしておられる、本日資料をお配りしております板津昌利さんに語り部をお願いしてはどうでしょうか。

もちろん平和学習、子ども向けの平和学習だけでなく、一般向けのご講演をお願いするか、せっかくのご縁を生かして、犬山で語り部となつていただくお願いをしてはどうかと思いますが、再質問として伺いたいします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

板津忠正様には、平成24年度から平成26年度に、戦争体験の語り部として、平和講話会の講師をお願いしたことがあり、ご子息である板津昌利様にも、昨年度、同じく講師としてのご相談をした経緯はございますが、現在のところ、実現には至っておりません。

昌利様につきましては、令和4年に、父である忠正様との関係や、語り継がれた戦争体験をまとめた漫画冊子を、当時の市内全ての小中学校の教員と小学6年生などに寄贈いただいた経緯もあります。

また、8月20日付の中日新聞では、板津忠正様を題材とした舞台製作に協力されたり、講演をされたりしていらっしゃる事が紹介されており、過去には、有料ではありますが、犬山市でも講演会が企画されたことも承知しております。

したがって、小学校の平和講話会での講師というだけでなく、関心ある市民に戦争の事実を広く伝えていく機会を設けるといった点から、市内において生活や教養、文化、スポーツなどの分野で、無償でご指導いただく犬山市民講師への登録などもご案内していきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） 答弁ありがとうございます。それでは、要旨2点目に移らせていただきます。

要旨2点目は、鹿児島県南九州市にある貴重な施設であります、知覧特攻平和会館と犬山市の関係づくりについてでございます。

この知覧特攻平和会館、私、娘も息子も数年前に連れていきましたが、私が何を教えるよりも、館内を見学することで、神妙な顔で見学をしておりましたが、自分の心でしっかり感じてくれたと、連れてきてよかったなと感じたものであります。

また、この特攻平和会館であります、この夏、パリオリンピックでけがを負いながらも死闘の末、銅メダリストになった卓球の早田ひな選手が、日本に帰ったら行きたい場所として、インタビューに答えて話題になった施設でもございます。

犬山市民でもあった板津忠正さんが、先ほどもご紹介しましたけれども、戦後のご自身の半生をかけて全国を回って集められた貴重な資料が、この会館に多く収蔵、展示されている、そういったこの知覧特攻平和会館は、板津さんが初代の館長を務められたということからしても、犬山市にとって特別な場所であると私は考えます。

そうしたことから先日、会派の視察で知覧特攻平和会館を訪問させていただきました。じっくり館内を視察させていただきまして、また会館の語り部の方の講話を聞かせていただきました。これは大変予想外だったわけでありますが、大変貴重な体験をさせていただくことができました。

この視察の折に、私たちが伺った際にも、犬山市からということで、入り口玄関の外までお出迎えをいただきまして、こちらからご挨拶をしますと、会話の中でも、当然初代館長の板津忠正さんのお話もさせていただきましたし、また息子さんの板津昌利さんにも、毎年来ていただいていますと、そういうお話も先方から伺ってきたわけでございます。この会館のスタッフの方々にとっても、犬山市とは深い縁を感じておられるのだなというのを現地で実

感をいたしました。

そこで、知覧特攻平和会館と犬山市の関係を生かして、犬山市の平和施策の新たな展開を行ってはどうかと提案させていただきます。新たな平和政策の取組として、オンラインで講話をお聞きする平和学習の授業をお願いさせていただくとか、会館の資料をホームページから使わせていただいて平和学習をすとか、相談をしながらご協力をいただける関係づくりから始めていただいて、このご縁を生かした犬山市独自の新たな平和施策を行っていただきたいと考えるわけですが、どうお考えになるでしょうか、ご答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

さきの答弁でもお答えしましたとおり、終戦から、長い年月が経過する中でも、戦争の悲惨さや平和の尊さを末永く後世に伝えるため、新たな事業実施も考えていかなければならない、という認識の下、小中学生を中心とした若い世代に対する今後の平和推進の施策展開の検討を行っています。

そうした中、知覧特攻平和会館との連携は、これまでにない新たな取組であり、さらに、板津初代所長の実績により、施設のご協力を得られるということであれば、犬山市ならではの平和推進事業が実施できる可能性もあると考えます。

したがいまして、知覧特攻平和会館に対しましては、ご提案のオンラインでの講話をはじめ、本市の平和推進事業に対して何らかご協力いただけるか、可能性を探ってまいります。

◎議長（柴田浩行君） 大沢議員。

◎18番（大沢秀教君） ありがとうございます。ぜひその可能性を探っていただくところから、関係づくりを始めていただきたいと思いますをお願いします。

最後、市長に再質問をさせていただきます。

悲惨なさきの戦争の事実や、平和の尊さ、これを次の世代に語り継いでいくことの大切さを、原市長も常々語っておられます。犬山市の平和施策の今後を考えるに当たって、板津忠正さんという方、犬山市民であったこの方、それから知覧という昭和の遺産のご縁を持っている、この犬山市、当市が、次の世代を担ってくれる世代のために、そのご縁を生かさせていただき、思いをつないでいくこと、ただいま前向きに取り組んでいただけると、部長答弁をいただいたわけでありましたが、原市長はどう感じ、どうお考えになっておられるでしょうか、再質問としてお尋ねをいたします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 大沢議員の再質問にお答えをいたします。

私ごとであります。8月には、私には2つのルーチンがあります。その1つが、8月6日の朝です。370柱が祀られている犬山神社を訪ねて、原爆が投下された、その日に心静かに手を合わせることに、そして、8月15日は、愛知県の戦没者の追悼式が毎年開催をされます。

正午の時報とともに黙祷をささげながら、天皇陛下のお言葉を拝聴します。

その式典の日には、決まって愛知県の護国神社にお参りをし、今ある平和に感謝し、手を合わせてきます。この夏は柴田議長と護国神社のほうにお参りに行くことができました。

それにもかかわらず、世界に目を向けてみると、ウクライナとロシアやイスラエルとイスラム組織ハマスとの戦禍は広がり、今後の戦いに見通しはつかないのが現状です。

赤ちゃんや子ども、おじいちゃん、おばあちゃん、傷つき奪われていい命があるはずはありません。だから、子どもや市民皆さんと一緒に、平和について考えていくことはすごく大事だと思っています。

命は一人に一つしかありませんし、たった一つの重たい命を守るために、戦争も武器も要らない、平和は、みんなが生まれてよかったということを伝えていかなければならないと思っています。

そのために、戦争の事実を聞いて伝えて認識をしてもらい、そこから何かを感じ、次の時代につなげていってもらうために、大沢議員からご紹介をいただいたように、犬山では、小学校を対象にした平和講話会を平和施策の中心として取り組んでいます。

大沢議員から板津忠正さんと知覧特攻平和会館のお話もいただきました。私は板津さんから聞いた話や、知覧特攻平和会館に行き、様々考えさせられたことは、今でも鮮明に覚えています。

板津さんのお話ぶりを振り返ってみるならば、いつも笑顔を絶やさずに話される方でした。張りのある声で、身ぶり手ぶりを交えて、出撃を控えた特攻隊の様子を語るときは、眼光が鋭くなったことを思い出しますし、一人残ったことを負い目に感じながら、戦友の分まで生き抜いて、戦友の思いを伝えようと決められた、その想いに心が揺さぶられたのは、今でもはっきりと覚えています。その板津さんは、議員おっしゃられるとおり、生前は犬山在住で、知覧特攻平和会館の初代館長さんであります。

ご提案いただいた板津さんを通じた、知覧との関係の構築は、これからの犬山市の平和施策に新たなきっかけになるものだと考えています。ぜひトップセールスも含めて、知覧特攻平和会館にアプローチをしていきたいと思っています。

また、ご自身が戦争を体験した方は、年々少なくなってきています。板津昌利さんや現在の平和講話の語り部をお願いしています時々輪さんのように、ご本人やご家族が戦争体験という方以外でも平和を願い活動する方や団体の方々が多くおみえであります。

ですから、これからご活躍いただく方法も工夫をしていきたいというふうに考えています。当然、私も戦争を知りません。今ある平和と命に感謝をしながら、戦争という目に見えない足跡と、まだ終わることのない現在の戦いの足跡に自分の足跡を重ねていきます。そんな思いで犬山の平和施策に取り組んでまいります。

終わります。

◎議長（柴田浩行君） 18番 大沢秀教議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時44分 休憩

再 開
午後 1 時 55 分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15 番 久世高裕議員。

◎ 15 番（久世高裕君） 15 番、清風会、久世高裕です。今回は 5 件、一般質問をさせていただきますけども、全て児童虐待に関することになります。よろしくお願いします。

まず、要旨 1 です。本当に起こってはいけないことが起きてしまったと、心からご冥福をお祈りするとともに、議員の 1 人として、非常に重い責任を感じている次第です。絶対にこういうことは今後繰り返してはいけないということで、今後の体制づくりを何とかして探っていきたいということで、いろいろと質問する中で議論をしていきたいんですけども、まずここで伺いたい、最初にしっかり確認しておきたいのは、昨日の玉置議員の一般質問に対する答弁の中でも、主担当機関という機関が一時保護をしてから、県の児童相談所になったという答弁があったんですけども、やっぱり市でやれることをしっかりやっていって、主担当機関という言葉が、またどういう位置づけかということも後で確認をしたいんですけども、やっぱり市で責任を持ってやっていくということが必要だし、法的にもいろいろと見ていくとそうになっている立てつけというふうに読み取れます。

ですから、県の責任ということではなくて、やっぱりこれはあくまで市、それから、要対協という要保護児童対策協議会、法律的には要保護児童対策地域協議会というものでもあるんですけども、それができたのが平成 16 年の児童福祉法の改正で、なぜそれができたかというと、児童相談所が中心になって、児童虐待問題は対応していたけども、年々件数が増えてきて、悲惨な事件が起きるようになってしまった。だから、このままではいけないということで、よりその地域密着、近いところでいろんな関係者が集まって情報共有をして、責任は県にある、責任は市にあるという投げ合いにならないように、この市が要保護児童対策協議会というものを設けるべきだという、努力義務が設けられたという流れですので、やっぱりこれまでの流れからしても、この児童虐待に対する責任の所在というのは、市、それから要保護児童対策協議会にあるんじゃないかなと思うんですけども、市の見解をお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後 1 時 58 分 休憩

再 開
午後 1 時 58 分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

児童福祉法には、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定され、その児童福祉法は、平成16年に改正されました。その中で、市町村の虐待に関する業務は、要保護児童対策地域協議会の法定化と、必要な相談は市の役割として法律上に明確化されました。

また、都道府県は、市町村に対し必要な援助を行うことと、保護者との分離が必要と判断をしたときは、都道府県が主担当となり、支援の管理も行うことになりました。そして、国は、虐待を防止するために、法を整備する立場にあります。この改正で市の役割は重くなりました。

ただ、児童虐待防止に対する責任の所在についてですけれども、犬山市と愛知県、国、それぞれが重要な責任を負っていると認識しています。市のほうも児童相談所が主担当機関でありながら、言われたことを、指示をされたことについて動いてはいましたけれども、それが不十分であったことを反省しているところでございます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の答弁でもやっぱり気になる言葉が出てきます。その指示を受けていたけど不十分だったとか、指示というのは主従関係を示す言葉ですよ。だから、あくまで主が児童相談所で、従がこの犬山市及び要保護児童対策協議会だったというような答弁ですけども、やっぱり僕はおかしいと思います。それは後で詰めていきたいと思います。

2つ目で確認したいんですけども、要旨2つ目の質問です。

まず、要保護児童対策協議会を会議としてあるわけですけども、ここに登録をされて、この一連のプログラムがスタートしていくというところで、この要保護児童としての登録というのはどういう基準で、どうやってされるのかというのが非常に重要になってきますので、というのは要保護児童対策協議会というのは今、情報がほとんどないんですよ。

我々が、例えば附属機関で全部情報公開をするといって載ってるはずなのに、そこにはほとんど何も書かれてないんですよ。だから、何がどう動いて、どういう子が登録されるかということすら分からない状態なんで、まずここで伺いたいのは、要保護児童の登録基準というのはどうなっているんでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

要保護児童対策協議会の支援対象児童としての登録基準は、国から明確に示されたものではありません。

当市においても、登録基準を規定したものではありませんが、関係各機関が通告や相談などにより不安情報を把握した場合、実務者会議で協議し、登録の決定を行っているところです。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

要保護児童という言葉で基準はないという答弁でした。通告があったら、虐待の発見通告があった場合に登録すると。ただ、悪質性とかもあるんで、本当はそういう基準も設けるべきだと思うんですけども、時々に応じてやっているというようなことです。

再質問として確認したいんですけど、要支援児童という言葉は用いられたことはないでしょうか。そういう基準というか定義というのは、この要保護児童対策協議会の中ではあるのかどうかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 実務者会議において、要支援対象児童という言葉ではなく、支援対象児童として登録をしております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 要するに、通告があったら要保護児童として登録していると、だけど、そうじゃないおそれのある場合というのは、その段階でも市町村の責任というのはもう法律にも明記されていて、そこに対してもいろいろやりなさいということが書いてあります。だから、要保護児童として登録される前の段階でも、市のやることはたくさんあると。そこでどういう言葉を使って、それを管理というか、その確認を把握しているかということのを伺いたかったんですけども、支援対象児童ということで、それは把握をしているということとだそうですね。分かりました。

要旨3の質問に移りたいと思います。この要保護児童というのは、市内で今、何人登録されているのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

要保護児童対策協議会に登録される児童は、先ほど申しましたけれども、支援対象児童として登録しており、現時点では60人の児童が登録されています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） すみません、言葉を確認したいんですよ。資料がないもんですから、その要保護児童対策協議会に関する、非公開なんで、情報公開請求したけど何も出てこなかったんで、全部確認したいんですけどそこは、要保護児童として登録されている、それが支援対象というのは、支援対象児童としてというふうにおっしゃったんで、これ要保護児童というのは、支援対象児童というのは、同じ扱いでやっているんですか。

これは2番目で、僕は別だと思ったんですよ。要保護児童として登録する前段階でやるべきことがあって明記されているんです。国のいろいろなマニュアルというか、プログラムの中では、だから、そこははっきり分けてないと、ちゃんと把握できないんですよ。事案の重

大性とかに応じて、そこはランクじゃないですけど、誰がどう対応するかという定義をそこで分けているんで、今、2番目で聞いたこととごっちゃに答弁があったもんですから、はっきりしたいんですよ。

◎議長（柴田浩行君） 再質問として、要保護児童と支援対象児童の定義について、きちんと確認したいということによろしいですか。

◎15番（久世高裕君） 要保護児童として登録されているのは何人で、支援対象児童として把握しているのが何人、それが一緒なのか、違うのか。大丈夫でしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時06分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 子育て支援課は健康福祉部に属しておりますので、その中の大きなカテゴリーということで、その中で私が答弁させていただきます。

まず、要保護児童というのは既に虐待が起きている、もしくは起きていることが確実な児童、このことをもって要保護児童と言います。あと、要支援児童、これは等というのがあるんですけども、これは特定妊婦、出産後に養育について不安のあるお母さん、それを特定妊婦というのがありまして、この特定妊婦と要支援児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、これが要支援児童です、言葉の定義として。この二つを合わせて、要支援児童等と言います。

支援対象児童というのは、これらの子の中から、要保護児童対策協議会に登録された児童を支援対象児童と言います。ですから、基本的には要保護児童は既に虐待が起きていることを確認されています。何らかの形で確認されていますので、この子たちは間違いなく支援対象児童に入っていると。ちょっと言葉が似たようなものが幾つかあって、カテゴリーが分かりにくいんですけども、区分としてはそういった形になっております。

人数においては、先ほど対象児童については60人というふうにお話ししたんですけども、それらの人数については、申し訳ありません、現在手元に資料がないものですから、今数字を上げることができません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 分かったような分からんような答弁ですけども、要は支援対象児童というのは広い概念だと、その中で虐待が起こっている子を要保護児童対策協議会に登録して、要保護児童ということでその把握をしているという、違ったかな。登録されているのが

支援対象児童。

はっきり紙に書いてほしいんですけど、そういうのは。だから言った、言わんでここであんまりやりたくないもんですから、本当はこういう確認の質問でやりたくないんですよ。そういう前提があったところで、どうなんだということをこれから聞いていきたいんですけど、前段でこんなことやっていたくないんです、本当は。だけど、定義がそういつてはっきりしてないっていうことも今分かりましたし、だから、そこからまずどういうレベルの子にどういう対応するかということが本来決まってくるはずなんで、それをはっきりしたいという意図でした。

4つ目の要旨です。児童福祉法の第25条の2第4項では、協議会を設置したときに、調整機関というものを決めなさいということが書いてあります。それは市長がやるんですけども、決めたら公示もしなきゃいけない、それは運営指針に書いてあるんですけども、公示というのは公に知らせることです。分かんないんですよ、今。

ただ、昨日の玉置議員の一般質問のときに、さらっと主担当機関は児童相談所になりましたが、調整機関としては、今、子育て支援課がやっていますと。調整機関として、その情報を求めなかったのは反省しておりますというような答弁があったんで、調整機関は、この市の、今は子育て支援課なんだということが初めて分かりました。

だから、そういうことも公示してないと、どこが中心になって取りまとめをするということが分かんないんです。児童福祉法の平成16年の改正というのは、どこが責任を持ってやるか明確にするというところが趣旨だったんで、だから指定しなさい、公示をしなさいということが決まっている。だから、そこがどこかというのが非常に大事なんで、これは一応確認になっちゃいますけども、これは犬山市の子育て支援課ということでもいいのか。公示というのはいつやったのか。いつどこでどういうふうに行ったのか。ホームページに今、掲載されていないのはなぜかということについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

犬山市要保護児童対策協議会の設置については、法に基づき平成17年10月1日に、犬山市告示第56号として告示しており、同時に調整機関も当時の子ども未来課を指定し、告示しております。

なお、今回の質問を機に確認したところ、当初に告示をして以来、機構改革に伴う部課名の変更がなされていないことが判明しました。そのため、現在、告示内容の変更作業に取り組んでいるところです。

また、告示は、犬山市公告式条例の規定に基づき、市役所及び出張所の掲示場に掲示を行っておりますが、告示は、ホームページへの掲載が必要とされていないことから、掲載はしておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ホームページへの掲載をしてないと、それは法律で求められていな

いからということだったけど、僕はなぜそれをここで質問として上げているかというと、市内部だけじゃないからです、要保護児童対策協議会というのは。だから、外部の機関が多く関わっているんで、だから、ホームページとかに載っけておいて、ここが調整機関です、責任を持っていますということを明らかにしなきゃ駄目なんですよ。

だから、それが本来のその児童福祉法の改正の目的だったわけで、それが、機能していないと駄目なんですというものだから、法律の立てつけが。だから、明らかにそれをしていてほしいなと思います。

要旨5の質問に移りますけど、告示は改めてやるってことだったんで、でもこういう手続をやったりちゃんとやれてないというところも、問題が大きくなった原因とまでは言いませんけども、やっぱり要保護児童対策協議会がはっきり言って機能していなかったという一つの理由にもなっていると思います。

要旨5ですけども、民生児童委員さんや主任児童委員さんは、一番活動をされていて、いろんな情報を持っていらっしゃる方々です。民生文教委員会でも意見交換の打診をいただきまして、意見交換したところ、非常に士気も高い、非常に熱心な活動をされていていらっしゃいます。そういった方々が今回、内部検証会議には入っていない。ということは、実務者会議とかにも入っていなかった。だけど、その代表者会議、要保護児童対策協議会の代表者会議には入っていますね。

これもホームページ見ても出てこないんで、僕は探しました。教育委員会の令和5年9月の定例教育委員会の資料の中に入っていましたから、そこに委員名簿があったんで見たんですけども、入っていましたね。

だから、本来こういう方々が、実務者の一人として入っていてもおかしくないし、そのケース別には関わっていらっしゃってもおかしくない。だけど、今回の内部検証会議は直接関わった方々を中心に構成されているということなんで、この方々は関わっていなかったんだなということを思ったんですけども、それはなぜそこに入っていないかという理由についてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

内部検証会議は、この事例に関わった当事者の自己点検によって、問題点や課題を抽出し、今後の改善策や再発防止策につなげることを主目的としております。

実際に、要保護児童対策協議会において、この事案に対する支援の進行管理に直接関わっていたのは実務者会議であり、そこには民生委員・児童委員や主任児童委員は加わっていませんでした。そのため、今回の内部検証には、民生委員・児童委員や主任児童委員は加わっていません。

ただし、内部検証ではありますが、客観性や専門家からの意見も踏まえた上での検証を行うため、第三者である弁護士と有識者には参加していただいております。

また、内部検証会議の実施のため、臨時で開催した要保護児童対策協議会代表者会議にお

いて、代表者会議からも検証作業に加わるべきとのことから、既にご案内しているとおり、協議会の決定により児童養護施設の代表者が加わることとなっています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 理由の大部分は、ほとんどなかった答弁だと思います。実務者会議に入っていなかったから、内部検証会議にも入っていない。じゃあ何で実務者会議に入っていないのか、ケース別のものに参加を求めていなかったというところを、再質問でお聞きしたいと思います。

大丈夫でしょうか、再質問。要するに、もうどこに住んでいるか分かる、どの学校に通っているか、保育園、最初は子ども未来園でしたけども、に通っているか分かる。その地域の方々の特に事情に詳しいであろう、民生児童委員さん、主任児童委員さんに協力をなぜ求めなかったのか、情報提供をなぜしなかったのか。

要保護児童対策協議会に入っていれば、守秘義務というのが課せられる。課せられるというか、守秘義務が中では求められない。だから、要保護児童対策協議会の入ってる関係機関の中では、自由に情報の提供ができるはずです。そのための要保護児童対策協議会という枠組みなんで、本来そこに入っていれば、そういう情報提供をしていなければいけなかったと思いますが、やっていなかったのはなぜかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 申し訳ありません、こちら私の方からお答えさせていただきます。

今回の件なんですけども、12月20日だったと思うんですけども、要保護児童対策協議会のほうへ登録したと。その後22日に病院のほうから通告が児童相談所のほうに寄せられて、23日に一時保護になって、その後ずっと3か月間、ほぼほぼ3か月、一時保護になったという経緯がございます。

ですから、要保護児童対策協議会として扱って、ほぼほぼ間を置かず、お子さんがその家庭にいなくなったというようなこともあって、児童相談所ともいろいろ話をして、家庭にいないということで、その時点では民生委員さんのほうに情報提供だとか、そういった方のご協力というところまでが、意識が行かなかったといったところがあります。

ただし、今回のことについては、内部検証の中でも、やはり地域の声、一時保護といえど、いずれ解除されて戻ってくる、そのためには、その地域の情報をいろいろ整理しながらやる必要があるんじゃないかというようなことも、いろいろ検討しておりますので、当然本来であれば民生委員さん、守秘義務を課せられている民生委員さんに、ある程度情報のほうをお話ししながら、いろいろこちらのほうも対応する必要があったというふうには考えております。

◎議長（柴田浩行君） 原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 私からも高木部長の答弁にプラスして、発言をさせていただきたいと

思っています。

今回、この事例を受けて、ご承知のとおり、学校で保護者会を開催しました。そのとき、沼議員もおっしゃられましたが、私たちに何かできることなかったのかというお声を数人の保護者の方からいただきました。民生児童委員の皆さんからも、地域で何かできることがないのかという、本当に皆さんにはありがたい言葉をいただいています。

そして、先ほど久世議員が言われたとおり、民生児童委員の役割は、おっしゃられたとおりです。ですから、この要保護児童対策協議会の中に入っていくことは十分必要なことだというふうに思っていますし、今申し上げたとおり、今回検証していますが、この検証の大きなテーマの一つが、地域だと思っています。地域とどう関わっていくかということ、地域にどう関わってもらうのか、難しいこと、大変なことはたくさんあるんだけど、その中で何ができるのかを、今まさに検証委員会のほうで検証しながら、犬山としてできることを示していきたいというふうに思っていますので、民生児童委員さんの参画も含めて、積極的な地域との連携を考えた取組を考えていきたいと思っていますので、その辺を申し述べさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。やっぱりここが一番大きな反省点だったかなというふうに、外側というか、議員として見ていて思うんですけども、やっぱりアウトリーチという形で、その相談がない状態のときに、いかに地域の情報を収集しておくかと、あの家庭がちょっと不安だなとかいう情報の蓄積と共有が一番肝腎だなと思っていますので、その体制づくりをしっかりとやっていただきたいと思います。

ちょっと余談というか蛇足になるかもしれませんが、民生委員児童委員協議会の方々としても、今、学区と、そこが完全に連動してるわけではないというような組織のこともあるようですので、そこもしっかり協議を重ねて、ちゃんと機能するような体制づくりをしていただきたいと思います。

では、2件目の質問に移ります。養育支援訪問事業についてです。

これは、よくこの場では、産前産後の相談支援ということが対象になるんですけども、実は国の実施要綱をよく見ていくと、それだけではなくて、虐待のおそれのある児童というのも、児童というか家庭も入っています。じゃあ、どういうところにそれをやるかという、先ほど申し上げた要保護児童までは至らない。括弧して除くと書いてあるんですね、この要綱には。要保護児童には至らないけども、この支援の必要な児童、家庭に対して行うべき事業で、家庭訪問をしたり調査をするというような事業として定義されています。

要保護児童対策協議会の運営指針を見ても、こういう事業としっかり連携、協力を図りなさいと。担当課がもし違う場合は、その担当課とも調整機関がしっかり調整をすることというふうになっていますので、この養育支援訪問事業として、市は今、虐待のおそれのある家庭に対しては、どういう対応をしていましたでしょうか。この事業の中でということをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

養育支援訪問事業は、国の補助を活用し、市が養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師や保育士等の資格を持つ訪問支援員を家庭訪問させ、養育に関する指導、助言を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業です。

事業の対象となる家庭は、国の実施要綱においてはおおむね5歳までの乳幼児期の児童を養育し、特に支援が必要な家庭としていますが、市の実施要綱では、出産からおおむね1年の間を対象としており、主に乳児を養育する家庭が対象となっています。

事業の実施に当たっては、対象者から申請をいただく必要はありませんが、訪問支援員による訪問を理解し、実際に受け入れてもらうことが必要となります。

実際の運用に当たっては、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診といった母子保健事業を通じて把握し、対象家庭の選定などについては、保健師等専門職が判断しており、要保護児童対策協議会の登録の有無にかかわらず、事業の実施が必要と判断した家庭については、訪問を受け入れていただける全ての家庭に対し、適切に実施しています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 答弁が何かぐにゃぐにゃとしているんで、ちょっと整理しますが、市の要綱では虐待のおそれのある児童というのは入っていないということですね。それで、ただ国のほうには入っているんです、明記されている。そこのギャップがまずあるということ。

ただ、実態として、そこにかかわらず、支援が必要な家庭を全て対象にしているという答弁だったわけですが、じゃあ、具体的に再質問します。

虐待のおそれのある児童、家庭に対してのこの事業の適用というのは、何件ありましたか、この数年。

本当にそれが実施されているのかどうかについて確認をしたいんです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

再 開

午後2時31分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

過去3年間で申し上げますと、令和5年度が、対象3世帯で延べ18回伺っています。令和

4年度は、対象4世帯の延べ12回、令和3年度は、対象3世帯で延べ3回となっております。

◎議長（柴田浩行君） 要は、そこでちゃんとそれを対象としてやっているかどうか。

暫時休憩します。

午後2時32分 休憩

再 開

午後2時33分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

養育支援訪問についてですけれども、先ほどの虐待に関してだけではなく、この事業として、虐待に関しても含み、ほかの関係もありますので、令和5年度は対象世帯、延べ18回、令和4年度は対象世帯4世帯で延べ12回、令和3年度は対象3世帯で延べ3回訪問しております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） これ分かればいいんですけど、再々質問したいと思います。

その中に、あの事件で亡くなってしまわれたお子さんの家庭は、入っていましたでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再々質問にお答えします。

あのお子さんは入っておりませんでした。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） では、次の3件目の質問に移ります。家庭児童相談室についてです。

これは規程があったので分かりましたけども、犬山市家庭児童相談室規程第5条というところに、相談室は、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童に関する業務及び家庭における児童の福祉に関し、専門的な相談指導業務を行うものとするというふうに書いてあります。だから、要保護児童に関する業務ということで、ここで明記されているんですね。だから、この家庭児童相談室というところも関わってくる。これは今、保健センターにある、あの機能のところです、2階に。

この規程の中に、第6条で、家庭に訪問して行う相談指導等が業務として、これも明記されているんですけども、その亡くなられてしまった児童の家庭に関しては、この業務というのは行っていたんでしょうか、対象になっていたかどうかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

この家庭の児童は、対象にはなっておりますけれども、訪問はしておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ここまでのまとめなんですけど、市で結構やれることってあったんですよね。既存の業務の中で、こういう子にはこういう対応、こういう子にはこういう対応。本当は養育支援訪問というのは、この要保護児童に至る前の状態で、本当はそこを定義をしっかりとしてほしいんですけど、通報以前の段階で、あっ、ここがちょっとおかしいよねという情報があった場合に、マークしておくというところを、要支援児童とか、ほかの言葉でもいいんだけど、ある程度、要チェックの対象としてマークしておいて、養育支援訪問の対象でお伺いしてもよろしいでしょうかと言って、受け入れていただければ家庭訪問したりということをしていく。

本当に、これはちょっと叫び声が聞こえたとかいう状態の情報、通報があった場合には、そのレベルを上げる、要保護児童として登録をする。この家庭児童相談室という中で、専門家の方がいるはずなんで、そこで相談を聞きながら、これは本当に重大な事件だぞと、もしかしたらそのほかのいろんな重層支援の関係でも、いろんなその家庭の事情とかが出てくるかもしれないんで、そのほかの機関とも連携を図っていくというふうにして解決をしていくのが、今回のその事件の対応マニュアルに、そこが前段階になるかもしれないんですけども、ここからやっていかないと恐らく解決しない話だと思います。

それから、玉置議員が昨日おっしゃっていた計画というものも、僕は賛成だったんです。ただ、市のほうはマニュアルでそれが何か示される、ある程度示されるんでつくりませんということだったんですけど、マニュアルの至る前に、そこはどこの機関がどういう状態の子をどう対応するかということを明記しておいて、計画というのは別につくるだけの話じゃなくて、みんなで分かるように共有するためにつくるんです。だから、そういったものが必要だと思ったんで、ぜひ僕も計画はつくっていただきたいなと思います。

そこで、ある程度整理をしていただきたいなと思うんですけど、ちょっとまとめとして、ここは副市長、市長で、今の議論を聞いていてどう思ったか。だから、定義がまずはっきりしていない。本来、市でやるべき事業も、亡くなられてしまった家庭に対しても、養育支援訪問やっていない、家庭児童相談室の支援もやっていないっていうことだったんです。

市長も、市でやることは何かないかということを探索されていらっしゃるんで、僕はこうやってもう既にやることが決まっている事業をしっかりやっていくというのがまず第一だと思うんですが、この点いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員のご質問にお答えをします。

これもちょっと繰り返し確認になりますが、この内部検証会議で取り組んでいることは、市以外の機関の働きに答えを求めるものではありません。まずは犬山市が何をすべきだったのか、何ができなかったのかということを、市が改めるべき課題を整理し、提言していくものであるということをまず申し述べながら、先ほどの訪問が一つのキーワードになっていると思っています。それは私も同じ考え、思いであります。

先ほどの養育支援訪問の在り方を考えると、これは国がおおむね5歳、だから就学前までは必要だよって言ってるのに、犬山市は1歳までしか規定していない。だから、対象になるはずがないんです。だから、まずここで1歳までで本当にいいのかどうかということをこれから考えていかなければならないと思っています。

それに5歳までで規定をしているのであれば、アプローチはできたはずです。アプローチをしていたら、保護者の理解と認められなきゃいけないという条件があるものの、アプローチはできるんだから、アプローチをすることによって、何か発言をされたのかもしれない。

だから、我々としては、結果から困難と決めるべきではないと思っています。先ほど来申し上げているように、だからこれから何が足らなかったのか、何ができるのかを考えていかなければならないと思っていますし、今指示を出しているのが、何の訪問があるのか、全て整理して出してくれというふうに指示をしています。そこにはそれぞれの立場で、それぞれの役割で、それぞれの訪問事業がありますから、その在り方をいま一度検証しながら、家庭訪問の在り方がどうあるべきかということも、久世議員が思われるように、私も意識をして考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。全く考え一緒です。ここでしっかり訪問というところをキーワードに進めていただければいいと思います。よろしくお願いします。

4つ目の質問に移ります。児童扶養手当についてです。

まず、要旨1つ目ですけども、これは全員協議会でも聞きました。児童扶養手当が亡くなられてしまった児童の家庭に出ていたかどうかということでお尋ねしたら、全員協議会の中では出ていたと。調査等はしていたのかということでは、していなかったというようなお答えだったんですけども、ここもしっかり確認をしたいので、本会議で改めて伺うんですけども、全員協議会の中でも、市長の挨拶の中でも、同居の男性とか、報道の中でも、内縁の夫とか、そういう表現でした。今日のピアネ議員の質問の中での答弁でも、11月にたしかお父さんにされたみたいなことをその子が言っていたということを聞いていたはずなんで、お父さんという言葉、だから同居の男性がいるんじゃないかという疑いはこの段階であったはずだけど、けどいまだにかな、今はどうかですけど、全員協議会の段階では少なくともその児童扶養手当が出ていたということで、これはちょっとどうなのかなと。どういう審査をしていたかということについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

一般的に、児童扶養手当は、申請書による書類確認、申請書提出時の面談での聞き取りによる確認、住民基本台帳の確認による審査を経て、手当支給の可否を判断しています。

また、申請書である現況届は、年に一度、受給資格者全員が提出するものであり、再度、書類確認、対面による口頭確認、住民基本台帳による審査を行います。

そのほか、事実婚の疑いがあるなどの通報があった場合は、実態調査を行います。この実態調査は、国のマニュアルを参考に、家庭訪問等により、生活実態を職員が確認し、判断します。

なお、市が要保護児童のために収集する情報は、児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定により得ており、対象家庭の各種手当等の情報も必要に応じて収集しており、家庭状況の把握や支援方針の検討に利用しています。

ただし、同条の規定では、収集した情報は児童虐待の防止等に関する事務または業務の遂行に必要な限度での利用する場合に限定されており、取得目的以外に利用することはできないため、手当審査等の参考にすることはできませんでした。

◎議長（柴田浩行君） 子ども・子育て監、久世議員が聞いているのは、今回の事件で、一般的な話じゃなくて、久世議員、今回の事件でっていうことですよ、今回の事件で、同居男性や内縁の男性がいたという報道があるが、ということで、今回の事件について確認しているということです。というところを確認したいんですね。

ですので、答弁をお願いします。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 今回の事件でも、先ほど申し上げたように、児童担当が取得した情報は、手当審査等の参考にすることはできないことになっていますので、やっておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 一般的にこういう調査をやるということは分かりました。一般的に情報の目的外提供はできないということも分かりましたが、その事件に関するご家庭に関して、不正の疑いがあるわけですよ。それに関して、最初の段階で、お父さんという言葉聞いた瞬間に、あれ、もしかしたらこれってというところで調査に入って、これを名目に僕は家庭に踏み込むことができたんじゃないかなと思ってます。

だから、誰かいるのかというところをチェックすることで、その今回逮捕された方がどれぐらい家にいるかという情報を得られたんじゃないかなと。だから、こういう業務、だから目的外、関係ないと思われるかもしれないけど、そっちはそっちで一生懸命やることで、もしかしたら情報が得られたかもしれない。

要保護児童対策協議会のほうには、そういう情報は協力要請をすることができるという規定があります。だから、ほかの課のほかの事業でも、子育て支援に関することは情報収集をして生かさないということができないんで、ですから、こっちの審査、調査をちゃんとやっていれば、今回は有益な情報提供ができて、防げる可能性もあったんじゃないかなと思って

るから質問しているんですけども、今回のそのご家庭に関しては、家庭に踏み込んだ調査等はしていたのかどうかについてお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

まず、いろいろやり取りありましたけれども、個人の方の手当の受給状況についてお答えすることはできません。一般論で答えさせていただきます。

通報があった場合については、手当担当が状況を確認していきます。今回の情報については、例えば虐待担当がそういったことを情報をつかんだとしても、手当担当に調べてきてくれということは、これは手当の審査の参考にされるということがあるものですから、基本的には依頼は行っておりません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） それは公務員の職務として適正なのかどうかという観点で、これからそこは考えていきたいと思っております。

要旨2の質問に移ります。不正受給だったのであれば、やっぱり厳しいんですけども、やっぱり事故の事前の規制ということを僕はよく言うんですけども、事前の規制というのは、こういうことをやってはいけないと決めておくこと、事後の規制というのは、やってしまった後に厳しい罰を科すことで、これをやったら大変なことになるという事後の規制、この2つによって、法秩序というのが保たれているんで、こういうケースの場合は、やっぱりうそをついてはいけない、不正をしてはいけないということを、ある程度やっぱ厳しい罰を持ってやることで、今後の事例の防止につながるんじゃないかなと考えますので、もし不正受給だったのであれば、今からでもしっかり調査、審査をしていただいて、遡って返還してもらうとか、場合によっては刑事告訴するということをしていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

児童扶養手当の受給が不正受給であった場合は、当然、返還請求は行うものです。他の方においても、そういったことが起これば、同じように事例に応じた返還請求は行っています。

市の対応としては、資料の提出時に事実婚状態の過払いがあったとき、こういうようなものを行っておりますし、今回の事例も、仮にそうした状態があるようであれば、弁護士に相談して、適切な対応を取っていくことを検討しております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解です。今の答弁で了とします。

じゃあ、3つ目ですけども、ほかの事例についても調査するべきではないでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

他の事例についても調査すべきではないかということなんですけども、要保護児童として登録された家庭に対する調査ということになりますと、この情報というのは先ほどお話ししたように、児童虐待防止法第13条の4により取得した情報であって、他の目的に使用することができませんので、この情報を手当の審査等に活用するということとはできません。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 簡単に聞いたんで、ちょっとずれました。

再質問なんですけども、要保護児童対策協議会じゃないです。児童扶養手当を支給してる家庭です。あくまで別ということは、市の中で運用しているということは分かったんで、じゃあ、児童扶養手当を支給しているご家庭に対して、しっかり調査をすることで、もしかしたら事案につながるものが、事件につながるものが情報収集ができるかもしれないということが、今回の反省でもあると思うんです。

まだ確定してるわけではないけども、だけど、そういう調査をしっかりやるのが市のまず責務の一つだと思うんで、ほかのその支給家庭に対しても、今までの調査、審査とは違うやり方、もう少しちゃんと調べるということをやったらどうですかということです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

様々な事例を踏まえながら、毎年行う現況確認のときに、そういったことを生かしながら審査というものはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解です。お願いします。

5件目の質問です。こうやって質問していても改めて思うんですけども、子育て支援課、本当に大変だなと正直思います。もう今、見ていても、内部検証会議だけでも、これは日程調整もそうだし、事案が非常に重いので、これはその単独の課でやっていくのはあまりにも厳しいなということを思います。

以前、フロイデの公募がいろいろ、随分前の話ですけども、あったときに、そのときに、総合調整監という方が陣頭指揮を執って調査されたということがありました。だから、こういう特に調査、内部検証みたいなきは、やっぱり違う課でやったほうがいいんじゃないかなと、副市長が陣頭指揮を執ってやるということでもいいと思うんですけども、全てを子育て支援課にやってもらうのは、あまりにも荷が重い、非常に大変だなということをはたから見ても思います。

そのほかの業務も、もう調べていくとやっぱりかなりいろんな業務がどんどん国の政策等もあって増えていくような状態ですんで、これはもうほかの課でもバックアップをしていく

体制が必要と思いました。

ただ、ほかの課でももうパンクしそうな課というのもあるんで、その時期によって、それはあると思います。だから、自分でも店をやっているんですけども、この時間帯はここがめちゃくちゃ忙しい、でもこっちは人手がそんなに要らない、じゃあ、こっちへ応援に行つてという、これは誰かがコントロールタワーになって調整をしていって、人手不足ではあるけれども、その中で何とか責任を果たしていくということを、この経営者がやらなきゃいけないです。だから、そういうある意味、資源配分というか、人材のマネジメントをやっているかないと、これはもう全部壊れてしまつては本当に元も子もないもんですから、だから、そういうフォローアップする体制をつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） まず、今議員ご質問というかお考えを今申されて、この緊急事案の対応ですとか、突発はもう本当にこの件だけじゃなくて、今年に限ってではないんですけど、本当によくある事態でございます。担当部署だけでは対応できないというのは、この議会の答弁の在り方にとっても若干心配なところもございました。

フォローアップの体制の構築が必要ではないかというのは、まさに私もそういうことは考えております。

今年のことを申し上げますと、議員ご承知のとおり、7月1日付で人事異動、これは新橋爪・五郎丸子ども未来園の建設で、子ども未来課に、建築職をはじめとして3名を配置して、体制づくりを強化したというところでございますし、これは別にはかったわけではございませんけど、今日9月10日付で子育て支援課に1名の職員を増員配置をいたしまして、同様に体制強化を図ったというところでございます。

さらに言えば、これも皆さんご記憶があると思います。未曾有の事態であった新型コロナの対応のときでございます。令和2年から令和4年にかけて、これも各課から多くの職員が異動をしまして、当時でいけば給付金の交付ですとか、ワクチンの接種等と、経済対策もそのときにはいろいろございました。そのようなことで、その状況に応じてチームを編成して、時限立法的な部分ではございますけど、そういう対応したという実績もございます。

今後につきましても、一つは定年延長制度が導入されてまいりますので、これまでに付き合った経験ですとか、様々な知識を持った職員ですね、役職定年した職員の増加が見込まれておりますので、新たな課題ですとか、緊急事態が発生した場合については、先ほどご指名のようなことございましたけど、私が中心となって、先ほど総合調整監ということも言われました。これたしか6名ほど、その役職を担って、ほとんど1年ごとで変わっていたっていうような、そういうようなケースがございました。そういう中では、私が副市長として、その事案、事案に対応しながら、横断的にまた機動的に対応できるような組織をつくるのではなくて、臨時的ではございますけど、これも議員おっしゃいました新しいとこに行くのはいいんですけど、どこから職員を異動させなきゃいけないと。今回のケースもそうござい

ますけど、そういうバランスですね、市全体の行政バランス、人事バランスも当然考えていくことになっていきますが、喫緊の課題に対しては、臨機応変に対応できるように対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、明日11日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時57分 散会